

「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊

入札説明書

平成27年度

一般社団法人幡多広域観光協議会

「楽しまんと！はた旅」ガイドブック新刊の印刷物請負に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達に付する印刷物

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) 印刷物名及び数量 | 「楽しまんと！はた旅」ガイドブック新刊
100,000部 |
| (2) 調達物品に求められる仕様 | 別紙1要求仕様書のとおり。 |
| (3) 納入期限 | 別紙1要求仕様書のとおり。 |
| (4) 納入場所 | 別紙1要求仕様書のとおり。 |

2 担当部署

〒787-0015 高知県四万十市右山383-15
一般社団法人幡多広域観光協議会（担当：東）
電話番号 0880-31-0233 FAX番号 0880-31-0660

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去3年間に幡多地域の6市町村又は高知県若しくは国の機関から本委託業務に類似する業務の委託を受け実施したことがある事業者であって、幡多地域の6市町村に本店が所在する者。
- (3) 調達物品の入札公告の日から入札の日までの間に、本県から高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、平成28年1月28日（木）午後5時までに、一般社団法人幡多広域観光協議会まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は一般社団法人幡多広域観光協議会から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があつて、協議会から補正又は説明を求められた場合、平成28年1月29日（金）午後5時までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

(1) 「一般競争入札参加資格確認申請書」

4頁に掲載したものに必要事項を記入のうえ押印すること。

(2) 「納入実績表」

平成25年2月から平成28年1月までの間の同程度の物品の納入実績について、契約件名、契約の相手方、契約金額及び、契約日を記した一覧表。

(3) 「補足資料」

上記提出資料のほか、一般社団法人幡多広域観光協議会が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 別紙1 要求仕様書に対する質問

別紙1要求仕様書の内容に質問がある場合は、別紙2質問書を2の場所に提出すること。

質問に対する回答は、平成28年1月29日（金）までに、一般社団法人幡多広域観光協議会のホームページ（<http://hata-kochi.jp/>）内に掲示する。

なお、質問書の提出方法は、持参、郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）又はFAX（電話にて着信を確認すること。）に限ることとし、提出期限は、平成28年1月28日（木）（郵送の場合は必着とする。）とする。

6 入札及び開札等

(1) 入札、開札の日時

平成28年2月1日（月）14：00

(2) 入札場所及び開札の場所

〒787-0015 高知県四万十市右山383-15

一般社団法人幡多広域観光協議会

(3) 入札書の記載内容等（別紙3入札書・委任状様式参照）

ア 入札書には次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ。）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、並びに当該代理人の住所、氏名及び押印

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額

入札金額は、納入に係る全ての費用を含んだ金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(オ) 入札件名

(4) 入札書の提出方法

持参により提出することとし、上記(1)及び(2)の日時・場所において、投かんしなければならない。

郵送等による入札は認めない。

7 契約書の作成

要。

8 契約条項

(1) 別紙4 契約書(案)のとおり。

(2) 受注した印刷業務は原則として自社で行わなければならない。やむをえず再委託をする場合は一般社団法人幡多広域観光協議会に申し出る必要がある。内容によっては、契約書に基づき、書面による申請を行い、承認を受ける必要がある。

(印刷請負契約書第7条)

乙は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

9 契約の締結

(1) 落札者が、一般社団法人幡多広域観光協議会から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(2) この入札による落札者は、契約締結までに2の(1)あてに独占禁止法の遵守に係る誓約書を提出すること。落札者が誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

10 その他

(1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

(2) 設定、搬入及び調整等使用可能な状態での引き渡しを受けるための役務等に要する経費は契約の相手方の負担とする。

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 岡村 剛 承 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名
申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)

印

平成28年1月25日付けで入札公告のありました、「楽しまん！はた旅」ガイドブックの入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び一般社団法人幡多広域観光協議会が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊

要求仕様書

平成27年度

一般社団法人幡多広域観光協議会

第1 総則

- 1 本仕様書は、一般社団法人幡多広域観光協議会が発注する「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊の仕様に関し、必要な事項を定める。
- 2 納期限及び納入場所は、「第3 納入場所及び納入期限表」のとおりとし、各指定数量を納入すること。ただし、納入に係る経費は受注者が負担する。

第2 仕様内容

「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊の印刷業務の仕様に関しては、以下のとおりとする。

- 1 件 名 「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊
- 2 規 格 B5サイズフルカラー・全36ページ
- 3 部 数 100,000 部
- 4 発行者 一般社団法人幡多広域観光協議会
- 5 制作者 株式会社メディア・エーシー ※以下「制作者」という。
- 6 原 稿 DTPデータAdobe Illustrator (8～CS5のバージョンいずれでも対応可能)
原稿制作ソフト : Adobe Illustrator CS5
画像処理ソフト : Adobe Photoshop CS5
制作PC環境 : Mac OS 10.9.5
- 7 入 稿 平成28年2月3日（水）の正午までに行う。
※入稿は制作者から受注者へ電子メールによる入稿データの受け渡しを行うこととする。
- 8 印 刷 オフセット4色刷
- 9 インキ 芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用すること。
- 10 紙 質 上質紙<90kg>の再生紙を使用すること。
※再生紙の配合率は問わないが、一定の品質が確保できる紙を使用すること。

11 製 本 二つ折り

- 12 梱 包 ①25 部ずつ交互に重ねた上、100 部ずつ包装紙にくるむこと。
②納品の際は、1 箱に入れる部数を200 部とすること。
③折れたり破れたりしないよう、丁寧に梱包すること。

13 納 品 箱のラベルには、以下の項目を明記すること。

- ①「楽しまんと！はた旅」ガイドブック
②200部

14 契約書第7条の規定に基づき、一般社団法人幡多広域観光協議会の承認を得た場合は、県内外を問わず印刷を下請けに出すことを認めるが、以下の業務については必ず受注者自らが行うこと。

- ①本件業務に関する、一般社団法人幡多広域観光協議会・制作者との連絡調整
②本機校正への立ち会い
③印刷物の最終確認および各納入場所への運搬・発送を手配する業務
④印刷物の破損・汚損・不足などが発覚した場合の責任ある対応(交換・補充など)

15 その他、この仕様書によらないことについては、一般社団法人幡多広域観光協議会と受注者が協議して定める。

16 問い合わせ先

一般社団法人幡多広域観光 企画広報主任 東 泰照
電話番号：0880-31-0233 FAX番号：0880-31-0660

第3 納入場所及び納入期限表

納 入 場 所			納入部数	納入期限
名 称	住 所	電 話		
一般社団法人 幡多広域観光協議会	〒787-0015 高知県四万十市右山383-15	0880-31-0233	25,000	2/15
			25,000	2/29
			25,000	3/15
			25,000	3/30

一般競争入札質問書

提出先 【郵送先】 〒787-0015 高知県四万十市右山383-15
一般社団法人幡多広域観光協議会 担当：東
【FAX送信先】 0880-31-0660（着信確認先電話番号0880-31-0233）

作成及び提出上の注意事項

- ①提出は持参、郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）又は FAX（電話にて着信を確認すること。）のいずれかにより行うこと。
- ②質問内容を確認することがあることから、質問者欄は必ず記入すること。
- ③質問内容は出来るだけ具体的に記入すること。
- ④質問ごとに本書を作成すること。

質問者	事業者名	
	担当者	
	担当者連絡先 電話番号	
質問内容	※枠内に記入できない場合、別紙により提出すること	

入札書・委任状様式

平成 28 年 2 月 1 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 岡村 剛 承 様

住 所

氏 名

⑩

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

金 額	
契約対象	「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊

- 備考
- 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をしてその住所及び氏名を記入し、押印してください。
 - 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
 - 3 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
 - 4 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該個所押印してください。

委任状

平成 28 年 2 月 1 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 岡村 剛 承 様

住所
(委任者) 氏名 ⑩

私は、

住所	⑩	を代理人と定め

平成 28 年 2 月 1 日執行の下記物件競争入札ならびに見積書提出に関する一切の権限を委任します。

記

「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊

契約書（案）

印刷請負契約書

注文者一般社団法人幡多広域観光協議会（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、次の条項により印刷の請負契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（印刷物の内容）

第2条 印刷物の内容は次のとおりとする。

品名	規格	数量
「楽しまん！はた旅」ガイドブック新刊	別紙仕様書のとおり	100,000部

（請負代金）

第3条 請負代金は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、高知県契約規則第40条第2号の規定により免除する。

（納入期限及び納入場所）

第5条 印刷物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

（1）納入期限 別紙仕様書のとおり

（2）納入場所 別紙仕様書のとおり

2 乙は印刷物を納入期限内に納入場所において甲に納入するものとし、甲はその請負代金を支払うものとする。

（権利又は義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（一括下請負の禁止）

第7条 乙は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第9条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第18条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(納入期限の延長等)

第10条 乙は、天災その他不可抗力によって納入期限内に印刷物を納入することができないときは、甲に対して遅延なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延期を請求することができる。この場合において当該延長する日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、その責任により納入期限内に印刷物を納入することができないときは、納入期限の猶予についてあらかじめその事由を記載した書面により甲の承認を受けなければならない。

(検査等)

第11条 乙は、印刷物を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ甲に通知し、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格と決定した印刷物は、乙において甲の指示する期限内に補修又はこれに代えて新たに印刷して、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の補修又は再印刷に要する費用は、乙の負担とする。

(印刷物の引渡し及び所有権移転)

第12条 印刷物の引渡しは、乙が前条第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

2 印刷物の所有権は、前項の規定による引渡しをしたとき移転するものとする。

(請負代金の支払)

第13条 乙は前条第1項の規定により印刷物の引渡しが行われたときは、甲に対して当該部分に相当する請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求書を受領した日から30日以内に当該請負代金を

支払わなければならない。

(数量等の変更)

第 14 条 甲は、必要がある場合には、乙から第 11 条第 1 項の規定による検査を求め
る通知を受け取るまでは、印刷物の数量を増減し、又は納入期限を変更することがで
きる。この場合において請負代金を増減する必要があるときは、請負代金の計算の
基礎となった単価によって行うものとする。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところに
より、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 15 条 乙の責に帰すべき事由により納入期限内に印刷物を納入することができない
場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。ただし、損害金
の額が 100 円に満たないときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から納入部分に相応する請負代金額を控除した金
額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第 13 条第 2 項に規定する請負代金額の支払が遅れ
た場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.9 パーセントの
割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

(危険負担)

第 16 条 第 12 条第 1 項の規定による引渡し前に生じた印刷物の亡失、き損、変質そ
の他一切の損害は、それが甲の責任による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第 17 条 乙は、印刷物の所有権移転後、12 か月以内にかし又はかくれたかしが発見さ
れたときは、それが甲の責任による場合を除き、甲の選択により無償による補修若し
くは再印刷又は請負代金の減額又は損害賠償に応じなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなく
契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分
の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第 18 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除すること
ができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償

の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))
 - (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、一般社団法人幡多広域観光協議会との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第9条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第18条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負

わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に対して違反行為があったとして行った独占禁止法第 66 条の規定による審決（同条第 3 項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定によりこの審決の取消しが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定による刑が確定したとき。
2 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償）

第 19 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲は、第 18 条又は第 18 条の 2 の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第 18 条第 2 項に定める（第 18 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

（賠償の予約）

第 20 条 乙は、第 18 条の 3 第 1 項各号に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後においても適用する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 18 条の 3 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合であって、排除措置命令若しくは納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第 18 条の 3 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定によ

る刑が確定した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が共同体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を共同連帯して、甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

- 第21条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。ただし、計算した延滞金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

- 第22条 第15条及び前条の規定による遅延利息及び損害金等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(秘密の保持)

- 第23条 乙は、この契約の履行の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(契約の費用)

- 第24条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

- 第25条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

- 第26条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

注文者（甲） 一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 岡村 剛 承

請負者（乙）